
研究のまとめと残された課題

1. 研究のまとめ

「八王子における地域自治組織を考える」共同研究の成果は、「八王子市の地域組織の現状分析」（本誌pp. 6 - 28）と「八王子における地域自治組織構築に向けた考察」（pp.29 - 51）に大別される。前半では、八王子市における地域組織の現状と直面する課題を地域による差異を踏まえて明らかにし、後半では、前半の研究をベースとして実際に八王子市が地域自治組織を構築する際の課題を二つの視点から考察している。以下、その成果をまとめておきたい。

（1）八王子市の地域組織の現状分析

「八王子市」というひとつの自治体全体を対象として研究を行う際に指摘されることは、市内各地の地域特性の扱いである。2003（平成15）年に策定された『八王子ゆめおりプラン』では、市域を六つの地域に区分し、それぞれの地域に応じたまちづくりを進めることを掲げている。ここでの地域は「地理的圏域にもとづく区分」であるが、今回の研究においてはそれを念頭に置きながらも、適正な地域自治組織の構築という問題関心のもとに、“地域特性”を重視した現状分析を行った。そのため、中心市街地、新興市街地、郊外という3区分を設定した。

中心市街地の考察においては、商店会活動の重要性が明らかになった。様々な行事・イベントの提案、実施においては中心的な役割を果たしており、商店会と町会の役員が重複している例もあり、両者の関係が密接であることも特徴である。一方で、住民協議会が存在していないことに起因する情報共有の困難さなどの課題が明らかになった。

新興市街地は研究対象としての設定が困難であるが、ここでは、「高度成長期以降の開発団地」を主たる研究対象とし、マンションなどの集合住宅は除外している。特徴としては、町会等への加入率は高いが、役員が高齢化していることなどが明らかになった。また、住宅地（団地）と周辺自治会との関係、連絡調整は必ずしも良好でないことが指摘できる。

最後に郊外である。八王子市は過去数回の合併を経て現在の市域が構成されており、合併以前には村であった地域には郊外的な特性が残っている事例も少なくない。ここでは、恩方地区（旧恩方村）を中心に考察を行った。この地区では住民協議会が中心的に地域活動を担っており、実績も少なくない。しかしながら、活動の中心メンバーの固定化や活動の停滞が指摘されており、今後の活性化を念頭に、市から地域自治組織に移管可能な業務の洗い出しを行った。

地域自治組織を全市的に構築する際には、基本的な仕組みは同一であっても、地域の特性を活かした組織、そして独自の運営方法を認める弾力性がなによりも必要となる。

（2）八王子における地域自治組織構築に向けた考察

地域組織の現状分析を踏まえて、具体的にどのような地域自治組織を構築することが望ましいかについて研究した。ここでは、「自治の視点」と「制度の視点」という双方向から課題の整理、制度設計の提案を行った。

（a）自治の視点

自治の視点というアプローチで重視されたのは、いわゆる「住民自治」の活性化を基軸に据えることである。そのために求められる地域自治組織の仕組み、住民が主体的に担いうる領域

(業務)を考察した。

効果的かつ運用可能な地域自治組織を構築するにあたり、現行の住民協議会を前提として考え、それを発展的に移行することを模索した。情報・課題共有の場として「新タウンミーティング」を提案し、そこで出された意見を整理し決定を行う「総会」と具体案の検討や実際の活動を行う「テーマ別委員会」の2層構造からなる組織を考案している。新タウンミーティングは既存のそれと異なり、行政主導で開催されるものではない。あくまでも地域自治組織が企画、運営することが重要である。住民主体の組織の構築、運営が主眼となるが、行政のあり方についても言及している。とりわけ、新組織が定着するまでの過渡期における行政の支援については、地域事務所による支援の充実、組織運営や事業に資するための新しい補助金制度を中心とする財政的支援をその主要な内容として考えている。

(b) 制度の視点

制度の視点というアプローチで重視されたのは、地域自治組織を構築するにあたって、現在の行政に内在している課題を明らかにし、自治組織と行政との関係をどのように設計するかという点である。

まず、地域自治組織の設置にあたって、条例の制定を提案している。ここでは、地方自治法による設置、「合併特例法」による設置ではなく、市の独自条例の制定を念頭に置いている。八王子市独自の地域自治組織が担う役割は、「住民が行政を動かすことで地域課題を解決しようとする取り組み」と「住民自らが地域課題を解決しようとする取り組み」である。新たに設置される地域自治組織内には、前者の取り組みのために決定機関としての活動が中心となる「地域市民会議」、後者の取り組みのために実行機関としての活動が中心となる「テーマ別委員会」が置かれる。地域自治組織を設置する区域としては、現行の住民協議会区域(17区域)の活用を提案しながらも、再構成を模索している。また、市の役割の再構成についても考察している。地域に関する課題を円滑に解決する組織的対応の不十分さ、課題解決に有意な組織を調整する機能の不足を指摘し、組織の再整理を提案する。地域自治組織を担当する所管を本庁舎に新設し、同時に各地域を担当する職員(地域担当職員)を配置する。これらの職員を通じて、地域に関する情報の蓄積、各担当所管への情報の周知、庁内の調整といった機能が向上する。そして、行政が主導しすぎない範囲内での地域における人材育成についても提案している。

2. 残された課題

本研究では、新しい地域自治組織を構築するにあたっての有意義な提案を行ってきた。しかし、これらの提案が段階的に実現されるためには、残された課題もある。まず、本報告の構成上の問題として、「自治の視点」と「制度の視点」の各アプローチが必ずしも明確に区分されていないため、内容的に重複している部分がある。これは、研究当初より自由な着想を重視したことによるものであり、制度設計にあたっては、両視点の“調整・融合”が必要であろう。

また、地域組織の現状分析において三つのエリアによる差異が明らかになったが、制度設計にあたり、それをどのように調整していくかについて、十分な検討ができなかった。

さらに、地域自治組織をより“自治的に”運営するには、金銭的な裏付けとなる予算の側面が枢要となるが、現状における制約要因もあるため、踏み込んだ提案を行うには至らなかった。

このような調査研究は、即座にすべてが実現される性質のものではない。今後、八王子市において地域自治組織の構築が本格的に議論される際に、本研究が理想への「一里塚」になれば幸いである。